

保育所保育指針の改定について（提言）

平成 19 年 8 月 23 日
社会福祉法人 日本保育協会

1. 保育所保育指針の「総則」等に関して検討すべき課題

(1) 教育基本法の趣旨を生かすことはできないか。特に、「我が国と郷土を愛する」「伝統と文化を尊重する」というような保育指針に直截表現することがなじまなくても極めて重要なことは、子どもたちが理解できる範囲で保育に相応しい内容（例えば、四季がある日本の美しい自然を愛する、我が国の優れた伝統と文化・国民性を大切に等）を検討し、その理念を盛り込むことを期待する。

(2) 「生命の尊厳への認識」「感謝する心」「公共心」「規範意識」「他者を思いやる心」「国際性」等の涵養について記載する。

とりわけ「規範意識」については、改正された学校教育法に、幼稚園における教育の目標として「集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと」（第 23 条）とあり、保育指針改定の中間報告（素案）にも「総則」の「保育の原理」の「保育の目標」アー（ウ）に「自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」との文言が残されたことは評価される。（「規範意識」とは表現されていないが）

については、保育指針改定の機会に、保育所における集団保育の長所を明記する必要があると考える。現行の保育指針では、「一人ひとり」の子どもへの保育が強調されており、このことは非常に大切な視点であり改定に当たっても堅持されるべきであるが、子どもたちが社会性、忍耐力、公共心、思いやり、規範意識（道徳性）等を身に付けるのは、集団の生活・活動を通してであることを忘れてはならない。

(3) 前回の保育指針改定以来「保護者の意向」（を考慮する）という文言が記載されるようになり、このたびの改定案にも載っているが、このことについては、その意味を極端に受け止め過ぎないように、解説書に書き込む必要がある。教育（保育）現場に保護者が理不尽な要求をするケースが多くなっていること、例えば、保育所への際限のない保育時間延長の

要求等に対しては、児童福祉の観点から親を指導することなどを記載することも必要であろう。

家庭の養育力の低下が問題になっている今日、保護者への指導は欠かすことはできない。

(ちなみに、「保護者の意向」に関して言えば、親はよく、「保育園での躰くしつけ」がよくて-----」と、保育における躰を評価し、期待しているので、この言葉が改定保育指針<解説書>の適当と思われる場所に使用されるのが望ましい)

- (4) 現行保育指針には、「総則」の「保育の原理」の「保育の方法」イ.に「子どもの発達について理解し、子ども一人一人の特性に応じ、生きる喜びと困難な状況への対処する力を育てることを基本とし、発達の課題に配慮して保育すること」とあり、このことは重要な理念であるので、改定保育指針にも継承されるべきである。(現行の幼稚園教育要領の「総則」の「幼稚園教育の日標」には、「生きる力の基礎を育成する」と記されており、大切な目標に位置づけられている)

従って、「困難な状況への対処する力を育て、生きる喜びを培うこと」というような表現にし、保育指針本体(告示)の「保育の目標」に謳うべきであると考えます。

2. 「病児」「病後児」の保育については、慎重な検討を

「病児」「病後児」という言葉が告示本体に記載されていなくても、解説書に載った場合、保育所がこれらの保育を当然行うべきと解釈されかねないので、記載するのであれば慎重な表現に留意する必要があります。(「病児・病後児保育事業<自園型>」という事業があるが、実際の中身は保育中に微熱を出した場合程度の体調不良児の保育である)

3. 学校との連携、高齢者との交流を詳述する

指導要録の抄本を小学校に送付することは、幼稚園だけでなく保育所や認定こども園にも求められており、小学校との連携はますます重要性を持つことになるので、連携・協働の在り方について詳しく述べるべきである。また、「子ども・子育て応援プラン」には、保育所等で中・高生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するための受入れを推進するとあり、保育指針(解説書)に、これらを明記し適切な指導をする必要がある。

高齢者との交流については、中間報告の「保育のねらい及び内容」の「人間関係」の中でふれられているが、改定に際しては、「お年寄りを労わる」

とか「大切にする」「敬う」などの表現を入れるとともに、高齢者とのふれあい等を重要なことと位置づけ、解説書には、高齢者を招いて伝承遊びを教えてもらう、あるいは老人福祉施設を訪問する等の活動について記載することが望ましい。

4. 保育所運営についての検討に際しては、児童福祉施設最低基準の改善・向上も視野に入れる

保育指針の理念を現場が実践することができるように、当協会の予算要望のとおり、人材確保・職員の増員や子育て相談その他の専門職配置、施設整備の充実等についても今後の検討課題とすることを期待する。

5. 改定保育指針の告示化に伴い、地方自治体や保育現場がその趣旨を十分理解できるように、国の適切な指導を望む

保育指針本体が告示とされ、さらに解説が示されることになるが、このことによって、自治体や保育現場が混乱することがないように、国はその趣旨の周知に配慮いただきたい。今までも散見することであるが、指導監査で自治体によって方針や指導内容がまちまちであったりすることが想定されるので、国の適切な指導を願いたい。

はじめに

現在の保育指針を基にして、その内容がよりわかりやすく、簡潔に整理されていることと、現在の保育所が置かれている状況に対応した記述となっていて、総体として、前回の指針からの改善点を多く感じています。

今回、この保育所保育指針が告示となることは、政府の考える保育所の最低基準が保育内容も含めて明示されることとして画期的なことと思います。この保育指針の内容を細部にわたって正しく理解するためには、現在作業を開始している保育指針の解説と合わせて読むことが必要と考えますので、今回は次に示される解説に触れていただく要望も含めた見解というという形でまとめました。この見解は本協議会の副会長、常務理事、常任理事の意見を含めて会長がまとめたものです。

見解と要望

1、時代を先取りする前方視的な内容の基盤の明示があるとよいと思います。先のヒアリングの際にも強調したように、現在という時代についての歴史的検討、国際的な検討に関する記述が欲しいと思います。その大前提からこれからの社会保育の中核にある保育所保育の在り方を述べるのが望ましいと考えています。

2、①第3章 保育の内容には、養護と教育のそれぞれのねらいと内容という区別した観点が明確化されていますが、その内容を見て、無理な分け方をしていると感じました。保育士養成科目においても養護原理と教育原理との科目がありますが、現実はこの社会で生きている子どもの学習にどう関わるかであり、保育原理はその両原理に依拠する関わりの実践原理ではないでしょうか。敢えて分けて観ようという意図が何を意図するものなのでしょう。本中間報告にも、養護と教育が不可分なものとして記述されていますが、言葉の上だけのこととしても、このようにねらいと内容を異なった観点で分ける作業は、幼稚園教育や小学校教育と連結する為とするならば、非現実的発想ではないでしょうか。幼稚園と保育所での生活時間の違いや小学校との教育体制の仕組みの中での子どもの学習条件は、異なっていますから、それぞれの教育のねらいや内容は異なると考えられます。つまり保育所での保育は、養護を受けながら子どもの自立が援助されてそれが教育となり、生活の中で、遊びにおける工夫や環境の整備など、更には、養護として関わる人間関係の自発的な状況を通して教育が行われていくという考え方は、現在、幼保に関わる研究者の共通見解となっていると思います。

②ただ年長児において、領域別の発達支援の工夫をすることが、敢えて教育としてまとめられるという見解もありますが、それでも、子どもの学習内容に影響する条件分析を明示することが必要でしょう。何を学習させるための教育なのかという観点から、保育所内における領域設定に終わらず、本中間報告においても随所に詳しくふれている保護者や保育士に関わる諸留意・配慮事項と言う交流方法に関する観点や、テレビやゲームやキャ

ラクターグッズさらには携帯電話使用など現代の具体的な事項への観方も含めて、教育のねらいや内容を考えることも必要でしょう。また、教育の対象となる子どもの学習生活全体を捉えるために、家庭での生活条件との関連や、保育士というおとな側の持つ良識や倫理観などという教育条件にも触れておかなければならないでしょう。敢えてこれらを教育課程との連結を目指すという教育論を展開させようとするならば、当然、幼保とも前記の広い生活内容をも含めた考え方を採用して、「保育課程」という用語に統一すべきでしょう。また、小学校との連携も、保育所側からの資料送付のみを述べていますが、教育の連続性の見地から、日常的な小保の交流のすすめと、就学後の小学校からの報告を求める記述も必要と思います。

3、第4章で、保育所の自己評価について詳細に書かれたことを歓迎しますが、第三者評価の必要性についても述べる必要があると思います。つまり自己認知の社会化による保育所機能の向上を目指すからです。いま、誤った方向に進んでいる第三者評価システムを正し、自己評価を検討する専門的な第三者のチェックの必要性を強調することによって、理事長、園長、主任保育士など管理職の独善的な、強制的な方向に進む状況にある保育所群について社会化の道を開く必要があると思うからです。自己評価の公表が手前味噌にならないようなチェック機構の整備を国が全国統一的に図るべきでしょう。更に保護者からの苦情の受付や対応についても触れて欲しいと思います。特に、保育計画と評価に関しては、**plan-do-see-check**の原理を採用していますが、これはどのように公的なチェックが出来るかを示して欲しいと思います。

4、第6章の保護者に対する支援において、保育士の専門性を示す上で、子どもの最善の利益を守らなければならない立場が明らかになる内容と、それに関連して保護者への保育にかかわる指導の意味の具体的な姿勢の明言化を求めます。この報告では、保護者への適切な支援という用語が用いられていますが、その内容が推測できかねるのです。個々に保育士並びに保育所の専門性が問われる方法論が書き込まれていないと意味が弱くなると思います。それを解説に加えることを期待しています。特に本報告では、家庭養育の補完という優れた意味を持つ概念を用いなくした以上、現在、虐待などが急増してきている多問題化している家庭内の生活への対処を求めることをはじめとして、家庭内への子どもの発達・発育にかなった子どもの心身の健康を計る介入方法の明示が必要でしょう。これこそ保育士の保育に関わる保護者への指導と考えますが、信頼関係を前提としつつも保護者の自己決定や主体性の重視の強調に終わるようにも読まれかねない記述であると思います。すなわち現在、全体的に子どもにとって、社会や家庭が子どもにとって良くない環境であることに注目しての家庭生活の介入という意味も含まれる保育所の専門性が求められているという時代認識を持って欲しいと思います。

5、子どもの発達に関して具体的な記述が必要だと思います。前回の指針の改定作業においても述べられたことですが、「暖かな」とか「豊かな」という希望や理想的な美しい言葉のみでなく、一見大人が悪いと決めつける子どもの言動にも発達としての証しとなるものがあるからです。例えば、大人の目には悪く見える「自己主張」や「わがまま」「仲間

同士のトラブル」「悪い言葉」「ゲームなどのズル」と決めつけてすぐに叱ると言うことではなく、その積極的意義の分かる保育士となって欲しいし、保育所の集団生活が、子どもたちの自律心、自立心や、仲間同士の自浄作用などを引き出す良い機会となるようにしたいのです。一部の叱ることが多い保育士について、OJTやOFFJTにおいてよく発達心理の学習を実地に行えるように強調して欲しいと思います。

6、また深刻ないじめにつながるような事をする個人や数人の集団に関して、注意して意識させることが必要です。他人の欠点や弱いところを探し、攻撃することで自己満足する子どもとその家族への何らかの関わりを持つことで、幼児期のいじめ予防の効果が期待されるからです。また、いじめの対象になりやすい障害児への保育の意義は、記述してある本人やその家族のみの配慮に終わらせず、障害を有しない他の子どもやその保護者に対しても保育所という集団全体での障害児への対応について理解を深めるというノーマライゼーションを実現していくことが必要だと思うのです。

7、告示となった保育指針に述べられている保育内容を実施する上での公的責任があると考えています。そのためには、以下のことを付加して欲しいと思います。

- ①このような保育所保育の実現を図るための費用を公的に保障すること
- ②保育士の質の向上のために免許更新制をはかること
- ③保育所長の資格制を検討すること
- ③保育士養成校のカリキュラムに関して、本保育指針の公示にあわせて、速やかに改正をはかること。例えば「保護者への指導論」「地域福祉論」「保育士論」などが必要だという考えも出ているので、全体的な見直しが必要と考えます。

平成19年8月17日

【「保育所保育指針の改定について(中間報告)」への意見】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

I. 前文について

1. 改定の背景

◆ 保育の目的を明確にすることが必要

今日の社会や家庭環境の変化による、子どもや子育ての状況を踏まえると、社会全体で将来のわが国を担う子どもの育ちを保障するという理念が大切である。認可保育所(以下「保育所」という)の「目的」が、「乳幼児期の子どもを主体として、家庭との連続性と安定した生活の営みをもって、保護者と協働して子どもの発達を支えていくこと」にあることを明らかにするべきである。

◆ 豊かな子どもの育ちと子育てを示す

冒頭に「子どもの魅力、子育ての楽しさ、豊かさ」などを記述することが大切である。問題の列記は悲観的すぎ、広く保護者等も読むことを前提とした前文となっていない。

◆ 豊かな発達と教育

(1)で、乳幼児期が「人間形成の基礎を培う極めて重要な時期」であり、「家庭や地域の養育力の低下が指摘される」としており、その後の文章を「保育所においては、乳幼児期の生活の安定のうえで、質の高い養護と教育の機能が求められている」と文章を改められたい。

記載では、「特に、昨年12月に制定された教育基本法に幼児期の教育の振興が盛り込まれるなど、就学前の子どもに対する教育機能の充実が課題となっている。」とあるが、保育に教育があたかもないような誤解を生じかねない記載を、「これに関連し、昨年12月に…」と改めるべきである。

◆ 地域子育て支援の位置づけを明確に

(2)では、保育所利用者の保護者への支援に加え、さらに地域の子どもや子育て家庭への支援を担う役割が一層高まっている、とある。

最低基準の位置づけで告示化される保育指針が法的拘束力を持つと、全保育所での取り組みが求められかねない。

小規模保育所も多く、主任保育士さえ最低基準に位置づけられていない状況で、クラス担当の保育士が地域の子育て支援を行うことは事実上困難であり、努力をもって取り組める範囲を超えている。

指針改定に連動した職員体制や財政措置等に関する最低基準の見直しとともに、努力義務から進めての保育所の地域子育て支援機能の強化に必要な体制や財源等の整備を図られたい。

また、このことは、子育ての社会化の共通認識のもとに、「4. 改定に伴う今後の検討課題」にも明記しておく必要がある。

2. 改定に当たっての基本的考え方

◆ 指針(告示)の簡素化と解説書の位置づけを明らかにする

告示化により法的拘束力がある位置づけとなるが、同時に示される解説書の位置づけ、性格を明らかにすること。

特に、(2)に各保育所の創意工夫や取組みを促す観点から、「内容の大綱化を図る」とされているが、一方で解説がさらに詳細な内容とされることが想定される。

解説書が「行政文書」とされるのであれば、一般的に地方公共団体での取り扱いは、監査の基準とすることが想定される。現場の保育所に混乱をもたらす懸念もある。解説の検討内容について、十分に現場の意見を踏まえ、地域性や保育ニーズの実情に即した展開を確保できるような事項を明記されたい。

3. 改定の内容

◆ 現場の意見を反映すること

「保育関係者など広く国民の意見を聞きながら・・・」とあるが、検討会より示された中間報告、指針(素案)に対する現場の意見を十分に忖度するようにされたい。

◆ 保育所の社会的責任を明確に

利用者保護や保育の質の向上等をはかるためにも保育所の社会的責任を明確にすることは必要である。一方、保育所の保育は、国の制度や市町村行政との連携をもって提供されるものである。指針においてもこの点を明確に示し、国や地方公共団体の責務と保育所の社会責任を明確に記載されたい。特に、保護者等広く一般に提示するものであり、公的な保育制度の役割についての理解を広げるために必要である。

◆ 保育の内容、養護と教育の充実

前文の「3. 改定の内容(保育の内容、養護と教育の充実)」において、「上記に関連して、保育の「ねらい」と「内容」についても具体的な内容を把握するための視点として、養護と教育の両面から示すことが有効であると考えられる。この場合、実際の保育においては、子どもの活動との関わりの中で、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要」と記載している。養護と教育の一体的な提供こそが保育所の保育の特性であるので、「保育士等は、実際の保育においては、子どもの活動との関わりの中で、一人一人の子どもの発達過程や心身の状態に応じて、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要である。そのために、ここでは、保育の「ねらい」と「内容」についても具体的な内容を把握するための視点として、養護と教育の両面から示すことが有効であると考えられる。」と改められたい。

また、「誕生から就学までの長期的視野」としているが、保育の視野は就学前までの時期に留まるべきではないため、「誕生から就学後までの長期的視野」と改めるべきである。このことは、次項で小学校との連携を掲げていることから一貫しておく必要がある。

◆ 小学校との連携

保育所から小学校に送付される資料として、「幼稚園と同様に」との記載があるが、幼稚園の「指導要録」は修了までに育つことが期待される内容・ねらいを達成する指導事項であり、またその活用の実態も不明である。

保育所では養護と教育を一体的に提供し、生活面での発達過程を踏まえ、教育面の働きかけを行っている。この資料送付については、何を意図して、具体的に何を伝えるのか(伝えるべきこと、伝えられないこと)、また具体的な連携のあり方等を含め、検討し示されたい。

また、こうした資料の作成は、勤務時間内で事務対応することになるが、現行最低基準の体制では困難である。幼稚園教諭の労働環境をも参考としつつ、保育所の適切な労働環境の整備を図りたい。

◆ 保護者に対する支援

保護者に対する支援の必要性については、現場の実践においてより必要であると受けとめており、その充実のための人員体制、ソーシャルワーク機能の強化が必要である。

同様に地域の子育て支援についても必要と考えているが、現行の最低基準とは別にそのための体制や資質の確保、財源が必要である。

◆ 計画・評価、職員の資質向上

現場が混乱しないよう、指針の「自己評価」と第三者評価との関係、さらに行政による監査との関係について、解説書で整理し示す必要がある。

すでに保育所の第三者評価の仕組みが厚生労働省から示されている。この第三者評価の前提として自己点検・自己評価が行われることとなっているが、その取り組み内容については、公表することが必要とはされていない。

保育計画、指導計画、個別支援計画等の実行上の基準、内容理解がはかられるよう、解説書で具体化されたい。

4. 改定に伴う今後の検討課題

◆ 趣旨・内容の保育現場等への伝達及び普及

平成21年4月1日の告示化に伴う保育現場への周知・普及のための所要の研修等の実施は、行政として施行前までに確実に実行する責任がある。

特に、現行の最低基準を超える機能の拡大や事業の運営管理上の内容については、その環境整備、実施可能な基盤整備を含め取り組む必要がある。「今後の検討課題」について早期に具現化されたい。

◆ 人材確保と定着に向けて

保育士の人材確保と定着は現場で大きな課題であり、現場に対応を期待するのみでは解決は不可能である。告示化に伴うさらなる保育の質や保育所の機能強化を図るためにも、保育指針の告示化に合わせて資格・資質の向上の仕組みと労働条件の改善を強く要望する。

◆ 保育環境等の整備

業務の効率化については、現場の一定の努力を持って取り組むにせよ、必要な財源の確保、保育環境の改善・充実については、国や地方公共団体が責任を持って取り組むべき事項である。告示化に伴って、新たに保育所に位置づけようとしている機能や事業については、その環境整備や財源を検討課題として示しているものの、現場の自主努力のみに委ねることになれば実現しがたい。

II. 保育所保育指針(素案)について

(1)第1章 総則

◆ 保育所保育指針の法的根拠を明記されたい

保育所保育指針は、児童福祉施設最低基準第35条および児童福祉法第39条によるものだけでなく、「児童福祉法および児童福祉施設最低基準等にもとづく」と明記すべきである。

◆ 家庭との緊密な連携の視点を

「2 保育所の役割」の(1)の「入所する子どもの最善の利益を考慮し、」のあとに「家庭との緊密な連携のもと、」という文言を追加されたい。また(2)の「家庭との緊密な連携の下に」の「連携」を実情に合わせて「協働」と変更されたい。

◆ 保護者の意向を「受け止め」について再考すべき

「3. 保育の原理 (1)保育の目標」に「イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性をいかして、その援助に当たらなければいけない」と記載されている。「その意向を受け止め」を「必要に応じその意向を確認し」とすべきである。

◆ 子どもの生きる喜びを

「3. 保育の原理 (2)保育の方法 ウ」に「子どもが生きる喜びをもって」という文言を追加されたい。

◆ 「子ども観」を入れられたい

現行の保育指針第1章「1 保育の原理」には「子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている」という記載がある。家庭との連携のもと、子どもを養育していくうえで、子どもはどのような存在であるか、前述のような子ども観を保護者と共有していく必要性があり、加筆されたい。

(2)第2章 子どもの発達

◆ 保育所・家庭との連続した生活を

第12回検討会まで「1. 乳幼児期の発達特性」に入っていた「保育所と家庭との連続した生活全体の中で、子どもの発達過程に応じた必要な経験を積み重ねることが大切である」という文言が中間報告では削除されているが、安定した生活の営みの連続性は保育において欠かせぬ内容であり、加筆されたい。

◆ 子どもの発達過程

「2 発達過程」の文中に「同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程として」という文章があるが、「均一的な発達」という表現は誤解を生じる恐れがあるので、この文章を削除されたい。

また、「子どもに発達の遅れや保育所の生活に慣れにくいなどの状態が見られても(略)～」との記載は、「子どもの育ちはさまざまな条件により、一人ひとりの子どもの発達と特性があることを踏まえて」と改めるべきである。

さらに、「2 発達過程」に「保育士等は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である」は、第3章に記載されたい。

(3)第3章 保育の内容

◆ 保育士の姿勢と関わりの視点

現行の保育所保育指針にある「保育士の姿勢と関わりの視点」は実際の保育を行ううえで保育士がもっとも参考としているところであり、解説書で明確に記載されたい。

◆ 発達過程区分ごとのねらい・内容・配慮事項

また解説書においては、発達過程区分ごとのねらい・内容・配慮事項を示す必要がある。

◆ 保育所の特性を踏まえたねらい・内容を

改定案で示された「教育に関わるねらい及び内容」については、幼稚園教育要領とほ

ほぼ同じ内容となっている。しかし保育所には、養護と教育の一体となった保育の特性があり、それを踏まえたねらい及び内容が示される必要がある。下記文言の修正等も含め、内容について再考願いたい。

◆ 養護に関わるねらい及び内容

「イ 情緒の安定（ア）ねらい」の①の「一人一人の子どもに」の後に「一人一人の子どもに応じた愛情豊かで」という文言を追加されたい。また④の「心身の疲れを癒す」という文言も「心身の安定を図る」に改められたい。

「ア 生命の保持（イ）内容」の「④子どもの発達過程に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにする。また、楽しい雰囲気の中で食事ができるようにする」という文章と、「イ 情緒の安定（イ）内容」の「⑤一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、適切な食事や休息がとれるようにする」の文章を入れ替えるべきである。

◆ 教育に関わるねらい及び内容

「イ 人間関係」の⑭の「高齢者をはじめ地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ。」という文章を「…いろいろな人に親しみを持ち、関わる。」に改められたい。

また「ウ 環境」の⑫の項のまえに、「日常生活の中で時刻・時間に関心を持ち、見通しを持って生活する」という項を加筆されたい。

さらに「エ 言葉」の「1. ねらい」の③においては「日常生活に必要な言葉がわかるようになるとともに、絵本や物語に親しみ、」の後に「様々なイメージを広げるとともに、想像することの楽しみを味わい、」という文言を加筆されたい。

◆ 乳児保育に関わる配慮事項

「イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるようにすること」とあるが、一般に誤解を与えかねない。乳児の「生育歴の違い」を「発達経過」に改められたい。

◆ 「2 保育の実施上の配慮事項」の「3 歳未満児」と「3 歳以上児」の保育発達過程区分にある「おおむね」との表示がここにも必要である。

(4)第4章 保育の計画及び評価

◆ 保育計画、指導計画

現場において各計画の目的と内容が浸透するよう、目的と内容および名称（「保育計画」「指導計画」）について改めて検討されたい。

情報公開の対象となる範囲、また個人情報保護との関連を整理されたい。

解説書において「保健計画」「食育の計画」「個別支援計画」などの記載もあり、これらの計画の実行は、事務量の増加につながる。人員体制等、条件整備が必要である。

◆ 保育所の自己評価

すでに保育所の第三者評価の仕組みが厚生労働省から示されている。この第三者評価の前提として自己点検・自己評価が行われることとなっているが、その取組み内容については、公表することが必要とはされていない。

保育計画、指導計画、個別支援計画等の実行上の基準、内容理解がはかられるよう、具体化されたい。

(5)第5章 健康及び安全

◆ 子どもの精神保健面への対応

解説書に子どもの精神保健面における対応を明確にされたい。

(6)第6章 保護者に対する支援

◆ 入所している子どもの保護者への支援

「多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること」との記載があるが、「保護者の状況に配慮する」の前に「子どもの最善の利益を考慮し」と加筆するべきである。

また、「(4)子どもに発達障害等の障害がある場合や、発達上の課題が見られる場合には、関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること」とあるが、特定するような「発達障害等の障害がある場合や」を削除されたい。また、「発達上の課題」の文言を「発達等の課題」に改められたい。

あわせて(5)の「保護者に対する個別の支援」の事項を解説書に明らかにされたい。

◆ 地域における子育て支援

保育所が地域子育て支援をしていくうえでの条件整備が不可欠である。

(7)第7章 職員の資質向上

◆ 職員の資質向上への条件整備および国や地方公共団体への研修の義務化

「職員の資質向上への条件整備および国や地方公共団体への研修の義務化」を解説に入れられたい。